

令和元年度 第2回甲賀市文化のまちづくり審議会 議事録

日時 令和元年（2019年）9月11日（水）

19:30～21:40

場所 碧水ホール 会議室

出席者 委員 今西委員、西川委員、山之内委員、横川委員、福井委員
瀬古委員、清水委員、河尻委員、大野委員、早川委員
宇田委員 以上11名
事務局 教育委員会事務局 奥田次長
社会教育スポーツ課 富田課長
上村係長、藤田主査（文化係）

審議会委員12名のうち、出席委員が11名、欠席委員が1名であることから、甲賀市文化のまちづくり審議会規則第3条第2項の規定により、会議が成立。

1. 開会

2. 市民憲章唱和

3. あいさつ

宇田会長

4. 協議事項

(1) 甲賀市文化のまちづくり計画

2次計画概要案について【資料1】

議長

事務局から説明をお願いします。

事務局

第1章には計画策定にあたっての説明として、一番に目的、背景を掲載させていただきます。社会的背景は国内全般に関わる事ですが、現在はこういう課題があるということを、まず念頭においております。

次に、国や県の動きですが、法制化の面で、国が作ってきた法律、計画の他、文化庁が京都に移る予定をされているという点も挙げさせていただきます。続いて、県が作ってきた計画等をここで示させていただきます。そして、私たちの文化まちづくり計画の位置づけとしましては、次の法律計画を参酌するとして、国の文化芸術基本法、及び基本法第7条に基づく文化芸術推進基本計画を示しております。甲賀市の上位計画につきましては、第2次甲賀市総合計画、第3期甲賀市教育進行計画となります。文化のまちづくり計画2次計画の計画期間としましては、2020年度から

2028年度の9年間と、はんばな感じはしますが、これは市の上位計画にあたります総合計画、振興計画の最終年にあわせているため、このような計画期間となっています。

次に、本計画で取り組む文化芸術の範囲につきましては、文化芸術基本法に示されている範囲とさせていただきますとおもいます。これは現行の計画も、同じ範囲にしております。

次に、第2章ですが、文化芸術に対する現状と課題という事で、1番目には、市の現況として人口の減少について示させていただきました。平成17年の93,853人をピークに、甲賀市の人口は緩やかに減少し、今年の8月現在で90,772人になっております。次に1次計画達成後の本市の文化芸術を取り巻く変化と言う事で、おおきな流れとして、10項目挙げております。

まず、日本遺産に認定されたことは大きな出来事でありますので、「忍者と信楽焼が日本遺産に認定」という点。

次に、甲賀市の作家を含む滋賀のオールブリュットの国際的な評価が広がった点。

3点目に、甲賀市まちづくり基本条例。これはまちづくり全般にかかわる事でももちろん文化も入っていますが、色んな形のまちづくりについて示されています。

4点目は、もうじき始まる朝の連続テレビ小説「スカーレット」の舞台が甲賀市になるなど、甲賀市では様々な撮影が行なわれているという点。

5点目は、文化とは離れているようではありますが、来年のオリンピック、パラリンピックに向けてのホストタウンにシンガポールのホストタウンに登録されたという点。スポーツの祭典ですが、スポーツ、商工、観光、文化などさまざまな分野での交流を図ると言うことがホストタウンの目的に掲げられていますので、あげさせていただいております。

6点目は、創造都市ネットワークへの加盟。これは若干の説明が要ると思いますが、そのまちでのクリエイティブな産業を活かすという視点からまちづくりに取り組む自治体等が、日本全国から加盟しているネットワークです。県内では、滋賀県をはじめ、4市が加盟しています。

7番目に、あいこうか市民ホールがリニューアル10周年を平成29年度に迎えたこと。県立の会館から市への移管という出来事があってから10年という年月が経過しております。

8番目に、一番新しいニュースですが、国内で現存する唯一のレイピア。剣ですが、藤栄神社で保管されていた水口レイピアが、約400年前のヨーロッパ製をモデルに国内生産されていた事が判明し、国内で唯一現存するものであることがわかりました。

9番目に、文化的なニュースではないですが、現在、国内各地で、公共施設適正化計画が行われています。人口が減少している中で、公共施設の数、面積の適正化を進める必要がある時代になっております。

最後に、文化施設に限らず、公共施設全般に言えることなのですが、長寿命化対策、あるいは長寿命化の対象を選択が必要ということなのです。

次は、昨年度実施しましたアンケートの結果です。

現状把握の為に基礎調査として、昨年度に実施させていただきました。そして、この課題を抽出した結果を13ページにまとめました。6項目ございます。

まず一つ目は、「文化芸術に関心があるほど、現在の生活に幸せを感じている人が多い」という結果が出ている点です。一方、「文化芸術に関心がないほど、現在の生活に幸せと感じていない」傾向にあるというデータが出ています。ではどうするべきか、というところで、「文化芸術の関心を高める必要がある」という考え方ができると思われます。

2つ目の、「甲賀市への愛着があるほど、甲賀市の文化芸術を豊かだと思ふ」傾向があるというデータが出ております。また、「甲賀市の魅力を自慢できるほど、文化芸術を豊かだと思ふ」傾向にあるという結果が出ております。それに対しては、やはり「甲賀市の魅力を広く伝える必要」がまだまだあるということではないかと思ひます。前回の会議でも河尻委員が、甲賀市に住んでいながら櫛野寺の大仏の存在を知らなかったという驚きをお話しいただいておりましたが、このデータ結果につながるお話だったと思ひます。

3つ目、文化芸術が充実することで生まれる効果として、「人生の生きがい、楽しみ、喜びなどの充実感が高まること」、「まちに活気が生まれること」ととらえている人が多いということです。それに対しましては、「人が行き交い、誰もが参画できる事業が必要」という考え方を示させていただきました。

4つ目、文化芸術の関心が高いほど「文化芸術活動を行っている。」あるいは「今はしていないが、いつか行いたい。」と考える人が多い傾向にありました。それに対しましては、「文化芸術活動ができる機会の把握が必要」、つまり活動したい時にどこに行けばいいのか、また、どういう文化芸術活動に触れることができるのかという把握をしていただくための、何かきっかけが必要ではないかと思ひさせていただきました。

5つ目、文化芸術に親しむ為の課題は「文化芸術を鑑賞したり、体験したりする機会が増えること」が1番でした。「文化芸術を鑑賞したり体験したりする内容の分かる情報が公開されていること」が、他の項目に比べて最も多かったという結果が出ています。これに対しては「事業の充実。それとともに情報提供の充実が必要」であると思ひられます。

最後の6つ目、文化芸術の情報収集で充実すべき内容として、年代が上がるほど「市の広報」となっていました。40代以下は「テレビ、ラジオ、インターネット、新聞」などでの報道、広告が最も多かった。その対策としては、「市の広報紙、プレス、インターネットの情報公開の充実が必要」としました。

以上課題を抽出させていただきました。

その抽出した結果14ページの方に計画の基本ということで、案としてあげさせていただきました。

基本方針は総合計画との整合性を意識して、「人と文化を未来につなぐ」としました。

そのための方針として、1つ目、「一人一人の自主性主体性創造性を尊重し、だれもが参画できる文化芸術環境を持続する」。

2つ目、「文化芸術活動と市のポテンシャルを生かして、クリエイティブなまちづくり楽しみながら実践する」。ポテンシャルというのは、潜在価値のことです。用語集は計画の中では別紙もしくは後方の方でリスト化させていただきたいと思ひています。

3つ目、「未来の文化芸術を創造する子どもたちを育て、後継者や担い手が育つ土壌をつくる」。

4つ目、「施設の整備と有効活用を図るとともに、地域の中ですでにあるスペースを有効活用する」。目指す姿としては1つ目、「だれもが社会とつながり、居場所を見つけ、世界観が広げられるまち甲賀市」。

2つ目、「どこよりも芸術家、クリエイターが暮らしやすいまち 甲賀市」。

3つ目、「まちづくりのアイデアがつかないまち 甲賀市」。

目指す姿を実現するために、重点的に取り組む施作の手法として、1つ目に、「オーソドックスな鑑賞事業、体験事業の推進充実」。これは、コンスタントにやっていく必要があるという考え方です。

2つ目に「市民参画事業、地元文化芸術家の活躍」です。

3つ目は「文化芸術活動の支援」で、活動している団体・関係者の支援の必要性を挙げています。

4つ目は、「子どもたちの創造力を育成するプログラムの充実」。これは、既に取り組んでいるプログラムが多くありますが、今後も未来の子どもたちに繋いでいくために挙げています。

5つ目は、「協働事業、共催事業、その他協力・連携した取り組み」で、単独で行うのではなく、いろいろな形の連携がこれからも広がり、充実していくべきだろうということです。たとえば、この10年の中で、伊賀市・甲賀市・亀山市の「いこか連携」が行われておりますし、自分たちのまちの中だけでなく、隣のまちとの連携をはじめ、県内の文化施設間の協力、連携もますます必要となってくると考えられます。また、民間事業者との協力、連携ということで、プロモーター、劇団・楽団等、さらには、地元のクリエイターとの協力、連携も、これまで以上に重要になってくるということです。

6つ目の、「文化芸術の情報収集、公開、相談窓口業務」は、様々な形で集まってくる文化芸術の情報をもとに、相談窓口業務の役割を果たしていくということです。

最後に、第4章の「計画推進のために」ですが、計画推進のための役割とサイクル。また、市民・団体・芸術家・クリエイター・企業・学校・行政・公益専門機関それぞれの役割を、ここで明らかにしていきます。

常に新鮮さを失わず、生き活きとした文化芸術によるまちづくりの展開が出来るように、創造、共有、持続、継続、見直しとしてみました。一般的なPDCA (Plan Do Check Action) サイクルに、さらに「創造」を追加しました。

この計画は、つくり放しではなく、評価・点検が必要で、この点については、これまでの10年間は十分にできていなかったと感じておりますので、今後は、この審議会が、年1回のペースで評価、点検していただく機会になればと考えております。

実施する事業については、可能な限りアンケート調査を行い、市民の意見を反映するように務めさせていただきます。

また、成果指標ですが、現在の計画には指標がありませんでした。文化芸術の指標の設定は、非常に難しいもので、総合計画においては、文化芸術だけではなくスポーツも含まれていますが、「満足感」が指標として設定されており、本計画においても、これを成果指標としていきたい。

歴史文化財の関係では「重要度」が成果指標となっています。

教育振興計画にも成果指標があり、自主事業の「参加者数」を設定しています。

以上が、二次計画概要案のご説明でした。ご意見、ご提案、改善点などがあればご発言をお願いします。

議長

事務局から、概要案の説明をいただきました。どのようなことでも結構ですし、質問などもございましたら、ご発言をお願いします。

委員

大きいところ、全体的な感想を言いますと、読んでいて、現在の計画より読みやすいと感じます。現在の計画の中間見直しの時は、言い回しとか、こう変えたらどうかといった部分が顕在しましたが、今回はどのようにとらえればよいのか。

事務局

文書化は、概要に肉付けしていきますので、次回の第3回目のときに言い回しとか表現は直していただければと思います。ここは概要であって、方向性や漏れている事がないか、また、これは意味が違うのではないかとといった、大きなところでご指摘をいただければと思います。

委員

例えば、文化芸術の範囲のところ、文化芸術基本法に示されている範囲というところで、芸術とメディア芸術に分かれています。

事務局

これは、国の法律であえて分野が分けてあります。メディア芸術とは、映画とか映像、アニメーションなどの系統と考えられます。

委員

メディア芸術とは、たとえば朝ドラで「夏空」をやっていますね、アニメーションのね。最近のものというか、明治以降のもので線を引けるかなと思います。

委員

第一次計画完成後の、本市の文化芸術を取り巻く変化ですが、地元だからというわけではないですが、油日神社がよくロケにつかわれています。滋賀ロケーションオフィスのホームページを見ていただくと、滋賀の名勝がたくさんロケに使われています。朝ドラの「スカーレット」のロケーションだけでなく「わろてんか」や「ごちそうさん」など、映画ではいろんな時代劇、テレビドラマでは「浅見光彦シリーズ」など、また、油日神社以外でも、色々な映画やドラマで甲賀市が使われているので、これだけというのではないが、いろんなところで撮影場所に使われているということを紹介していくとよいと思います。

事務局

ありがとうございます。おっしゃるとおりです。広く甲賀市ロケが使われているという視点から文章化させていただきます。

委員

市の現況というところで、2017年と令和元年の人口のことを書いているのだけど、計画期間の最終年度の令和10年度人口ほどの程度と見込んであるのですか？

事務局

大分先の2040年度までの予測を立てています。

委員の発言

計画の期間の人口予想も入れておくとよいと思います。

事務局

承知しました。

委員

市の現況が人口だけでなく、他の要素も付け加えていただくとよいと思います。

事務局

承知しました。

委員

二次計画は、短く、スカッとして、読みやすくしていただきたいと思います。

議長

第一番の計画策定にあたって、ご意見がございましたらお願いします。

委員

国、県の計画を「参酌」ということばあるでしょう。斟酌に似たようなことばらしいのですが、もうちょっと簡単なことばにできないでしょうか？ 付度ではないのですか？

事務局

付度ではないです。「参考に」というよりも、「参酌する」という表現が、最近ではよく使われています。ただ、そのことばが必ず必要というわけではありませんので、もっと分かりやすい言葉にしたいと思います。

事務局

法律にも「参酌」ということばが使われておりまして、国が進める内容をしっかり中に取り入れて、そのまま使うのではなく、地方にあわせて、実情に合うように決めていくという考え方ですので、これをそのまま引用しておりますし、こういう言葉を使うことが多くなってきているのではないかと思います。

委員

斟酌ではないのですね。

事務局

参考にするということと、地方の意図を入れなさいということです。

委員

便利なことばですが、読み手が、それを読めるかどうかですね。

委員

今おっしゃっていただいたところは、計画の大事なところで、そこを伝えて理解してもらうことが大事なので、意味が読み取れない短い言葉よりは、そこは長くしてもよいと思います。

委員

この計画を市民に開示する方法は、こういった媒体になりますか？

事務局

ホームページに掲載、それが一番行き渡る方法なのですが、あとは市内の図書館その他公共機関への配布となります。

委員

できあがった時、最初は、市の広報にそのことが載りますね。

委員

3章の計画の基本があって計画推進のための成果指標が書いてあるのですが、総合計画の成果指標をこの計画にも適用するというのでしょうか。

事務局

すでに、総合計画で成果指標を示してありますので、これを適用するということです。

委員

成果を評価する組織は、別には考えていないのか。あるいは、2次計画に対して評価するための、なんらかの委員会をこしらえて、その人たちに任せるみたいなことは？

事務局

文化のまちづくり計画では、この審議会の中で1年間の結果をみていただいて、評価をしていただく場としたいと考えます。

委員

重点事業について、施策の手法としていろいろと上がっているけれど、この順番に重要だということか？

事務局

順位は付けていません。

委員

ざっくりとだけれど、これが概要案ということで、これに肉づけされるということをおききしたのですけれど、現状の為のデータの内容が、もう少しスリムになるとバランスがよいのではないかと思います。

それから、アンケートはどのように取ったのかということがわかり、どういう人が答えているのかということがあった上で、もう少し項目を減らして、このような結果があったから、こういう計画にしました、とすれば、もうちょっと見やすいのではないかと思います。

事務局

おっしゃるとおりで、アンケートの取り方や回答について、どういう形でとったということ、回答がどれだけあって、そのあたりは載せるべきだと思います。次の文章化のときは載せさせていただきたいと思います。

アンケートの結果のグラフは、うしろの方に参考資料としてつけさせていただき、文章の中でこれは、こうでしたという表記を交えながら、課題を抽出していくという表現にさせていただきたいと思います。

委員

誰もが社会とつながり、「居場所をみつけ」という考え方は、どこにも居場所がないので無関係だから安心する場所という感じではなく、文化芸術関係なので、自分が活動できるベースのことだと思う。また、芸術家が「暮らしやすいまち」というよりも、「活躍しやすいまち」ではないか。他には、「オーソドックス」ということばも入っているが、これは伝統的な意味になるので、それもちょっとどうかと思います。

委員

めざす姿のところ、甲賀市そのもののめざす姿になっていて、文化芸術のことについて甲賀市がめざす姿の書き方としては弱いので、その表現の仕方を考えていただきたいと思います。

委員

無料で体験できるということが当たり前になると、無料でないと人が集まってこないとなるのは困る。今年、甲賀市観光協会がやった落語の襲名披露公演はチケットが前売4,000円だったんですが、甲賀市ではめったにない機会であったのに、これでもイメージとしてはみなさん値段が高いんですね。一方では東京や大阪で襲名披露公演だと、それ以上の金額になります。歌舞伎の場合ですとチケットが2万円、3万円もします。みなさんに参加しやすい様にとと思うが、只でないと人が集まらないような状態になると、文化振興の推進にならないと思う。

事務局

手法ですが、気づいてもらうために市民ホールのロビーで無料のコンサートを行い、深く楽しんでもらうために大きなものはホールで有料にするというふうに使分けしています。しっかり組み込んだ中で高いレベルのものは鑑賞していただくようにしておきたいと思います。

委員

施設がたくさんある中で、一番気になっているのは「かふか夢の森」のアリーナです。あのようなアリーナはめったにない。ところが、収容人数に見合う駐車場がないのは、もったいないというイメージがする。野外イベントにうまく活用できたらよいのと思う。

委員

襲名披露のお話を聞いてですが、東京、大阪、京都の人は、そういうものを観に行くことが、すごく身近にあると思うんです。ところが、めったにそういう機会がないところに4,000円とか5,000円のチケット代がポンとくると、来てよと言われた側からすると、高いなということになってしまう。だから、この計画の中で、いろんな文化芸術が、生活の中でもっと身近になっていくために、これから10年の中でどのようなことをしていくのかを落とし込んで、10年後には、これだけ意識や雰囲気が変わったということが結果として出せると、この10年は意味があるのかなと思います。成果の指標として、たとえば、劇場に来て活動している人が10倍になりました、ということが成果としてあるんでしょうけれど、今言ったようなことが市民の中で根付いたり、増えていたりということが、文化芸術の根底となる成果になると思います。

ロビーでの無料のコンサートと、ホールでの有料のコンサートのことですが、その違いを伝えることがすごく大事なことだと思います。子どもだから無料です、ではなく、無料で、こちら側の意図を伝え、子どもたちに何か持って帰ってもらおうということも大事なことです。「タダやから行っといで」ではなくて、行くのであれば「こういうことだよ」と大人が説明する工夫が必要です。これを実現するために、こんなこと、あんなことがありますよ、ということが、計画の中にあることなんだと思います。

委員

参加しようとする人の意思が汲み取れるとよいですね。

事務局

行政がすると、誰もが参加できることを挙げていく事になると思うが、誰もが参加できる土台というのは作っていかないといけない。文化の価値をたかめるための計画性を持ち、組み込めればと思います。

収容数で、最低何人収容でないと事業が成り立たないという場合もあります。

委員

そういう場合、取り組んでないのでできなかったというのでなく、計画の最後の2028年に実現するためにはどうすればよいかを考え、その結果、実現できなかった場合は、それでもよいと思いますが、振り返りの時に、次の計画につながっていくことになればと思います。

委員

身近に参加できるという事業内容が増えているように思います。その宣伝をうまくしていく中で、10年後どうなっているかということもあり得るのではないかと思います。告知の方法を、今までと違う方向からもする。民間団体にはアドバイスし、行政と民間が一緒にやっていけばよいと思います。

委員

目指す姿が、目標のようになっているので、目標にしてやった結果どうだったかという形にして、もっと明確な目標があれば良いのではと思います。

チケット料金の問題については、価値を高めるためにいつも悩んでいることです。

それから、こういう時代なので、SNS関係での告知は、10年先を考えるとかなり必要です。ポスターを貼らしてもらえるところが少ないんです。行政が、こういう場所に告知ポスターを持っていけば、告知してもらえという場を増やしていただくと、とても助かります。私たちは民間の劇団なのですが、たくさんのポスターやチラシが置いてあるところには、豊かに事業が行われていて、そういう空気があるところには、人がたくさん集まってくるところなんです。ホールに限らず、どこにいても、そういう情報があふれていることが、文化のまちづくりにつながると思いました。

委員

料金とか興行のはなしが先ほどから出てきていますが、興行を生業とするものとしては、文化とか芸術ではなく商売です。もちろん、文化の要素もありますが、この計画ではあまり触れるようなことではないと思います。みなさんがもっと参加して、というベースでいいと思います。今までの実績を見ていますと、かなりいろいろなことをやっておられます。それが、なかなか知られていないようなことなら、問題だと思います。そういう意味では、第3章の計画の基本のところにある、重点的に取り組む施策が、この計画の肝になると思います。計画は、何をいつまでにやるというので計画であって、そういう意味ではここをもっとちゃんと考えておかないといけないと思いますし、「情報収集、公開」と「情報を発信」するのとはまったく意味が違うので、発信をどうすればとよいかを重点的に計画したほうがいいと思います。ここのウェイトを増やして、もっと上にもってきてもよいと思います。

委員

SNSのはなしが出ましたが、今は、いろんな情報を知ることができるけれども、みなさん、自分の都合の良い情報しか見ないじゃないですか。すごく情報があふれているし、発信もされているんだけど、受け手としての情報はすごく限られていると思うんで、そこをどう情報を伝えていくかが大事なことだと思います。

議長

いろいろな意見がたくさん出ていますが、事務局の方で、できるだけ反映していただきたいと思っています。

他に、ございませんか。

委員

すでにご意見が出ていることですが、「居場所を見つける」というよりも、「誰もが社会とつながる場所がある」というふうに、肯定的に書いていかれたほうがよいと思います。

委員

目指す姿については、文化芸術がこういうふうに推進され、豊かになっていけばこうなるだろうという夢みたいなものが、この中にあればと思っています。

それから、毎年評価する機会をもうけるならば、到達度をみるときに、1年ごととか2年ごとのように、段階的な目標がどこかに盛り込まれているとよいと思います。

委員

現場が伝えたいことと、市がやろうとしていることに隔たりがあるように思うんです。先ほどからはなしが出ていた料金の問題とか、広報の仕方であるとかを、もうちょっと詳しくしていただくとよいと思います。

委員

アンケートを見ると、文化芸術に関心のある方が約半数いらっしゃるが、そうでない方もけっこういます。どこをターゲットにすると、もっと活気があるまちになるのかなと思っています。わたしたち、やまなみ工房の活動も、どのようにすればもっと知っていただけるのかなということで、音楽イベントをやったり、映画を作って全国で公開したりしています。今着ている服もデザイナーの方につくってもらったものです。

計画の中の施策として、展覧会をやってオッケーではなく、その中身や質の部分が大事だと思います。

議長

次回の審議会では、そのような内容になりますでしょうか。

事務局

第3回の審議会では、素案をみなさんに見ていただくことになります。

委員

本物にふれてもらうということ、広報の場所の確保は盛り込んでいただきたいと思います。

事務局

アンケートの結果を見ましても、情報の発信は重要であることがわかりますので、盛り込みたいと思います。実際、私たちがつくるポスターサイズは小さくなっています。かつてのB2サイズは大きすぎて、なかなか貼ってもらえないので、A3サイズのポスターを作ったりしています。告知の手法も、従来どおりではなく、見直しが必要ということです。

委員

計画を立てただけでなく、実行される計画にしていきたいです。

委員

まず、計画にあげないと、実行に移せないなので、とにかく計画にあげていただきたいです。広報については、ほんとにできる場が少ないんです。

事務局

実行性を持てる計画にして、盛り込んでいきたいと思います。

(2) 文化振興条例、障害者の文化芸術活動の推進計画について

議長

次の議題について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず、文化振興条例についてですが、都道府県レベルでは、多く策定されており、滋賀県も早くから策定されているのですが、市町村につきましては、あまり事例がありませんでした。ところが、近年になって、県内で、近江八幡市と草津市が策定されました。

もう一つは、障害者の文化芸術活動の推進計画です。これについては、昨年、国がまず法律を作ったということについては、前回の資料でも示させていただきましたが、今年の3月に、法律に続いて計画も策定されました。現在、県内では、市町ではまだ策定の事例がないのですが、県は策定中です。

このような状況の中で、甲賀市において、文化振興条例、そして、障害者の文化芸術活動の推進計画が必要かどうかということについて、皆様にご意見をいただきたく、議題とさせていただきました。

現在の、文化のまちづくり計画の中でも、文化振興条例は必要であると書かれていますが、現在の状況とあわせて、これを検証する意味でも、審議会の中で方向性を定めていただきたいと考えております。

議長

現在の県内の動きを説明していただきましたが、これについて、ご意見ををお願いします。

委員

文化振興条例があってもなくても、たぶんわたしたちの活動で、やることは変わらないのではないかと思います。行政側の動きがより強くなるってことなんですか？つまり、条例に書かれたことはやらないといけないということが強くなるのですか？

委員

強くなるというより、制限されるということはあると思います。

事務局

条例の中身は、計画のように細かいことは書かないので、理念的なものになります。

委員

近江八幡市と草津市は、いつ作られたのですか？

事務局

近江八幡市は平成26年3月。草津市は平成29年7月です。

委員

わたしは、県内を舞台の制作活動で回っていますが、条例があるという実感はないです。

委員

条例が、国の法律のままのようなものであるならば、たいしたものにはならないと思います。

委員

障害者の文化芸術の振興計画については、現在、県が策定をしている段階ですし、慌てて策定する必要はないと思います。

委員

県の計画を見てから検討すればよいと思います。

議長

きょうの段階では、文化振興条例は必要とするものであるとしても、いますぐ制定するというのではなく、今後も検討課題とすることとして、また、障害者の文化芸術の振興計画については、県の計画の状況を見てから検討するということがよろしいでしょうか。

委員

一同異議なし。

閉会あいさつ

副会長